

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
平成29年度 第4回会議 次第

平成30年1月31日（水）
午後3時15分～午後5時15分
803会議室

1 開 会

2 議 題

重大事故検証委員会の設置について

3 報 告

(1) 特定妊婦等進行管理会議について

(2) 子どもにやさしいまちづくりについての意見具申について

4 その他

5 閉 会

八王子市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
平成 29 年度 第 4 回会議
配付資料
(平成 30 年 1 月 31 日)

(議 題)

○平成 29 年度八王子市社会福祉審議会地域福祉専門分科会配布資料

- (1) 重大事故検証委員会の設置について …… 資料 1-1
- (2) 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の委員構成 (案) 資料 1-2
- (3) 教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための
事後的な検証について …… 資料 1-3
- (4) 「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える
有識者会議」からの注意喚起について …… 資料 1-4

(報 告)

○特定妊婦等進行管理会議について …… 資料 2

○子どもにやさしいまちづくりについての意見具申について …… 資料 3

(当日配布)

重大事故検証委員会の設置について

平成28年3月31日付内閣府子ども・子育て本部参事官等通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」にて示された検証委員会（以下「委員会」という。）の設置・運用について、下記のとおりとする。

記

1 設置方法（位置付け）

- (1) 重大事故の検証は、社会福祉審議会児童福祉専門分科会にて行う。
- (2) 同分科会に検証を担当する部会を設置し、これを委員会とする。

(参考) 設置方法の比較

方法	根拠規程	調査等権限	検証報告書の作成主体
1 部会に位置付け	○現例規で対応可	○現例規で対応可	○委員会
2 新たな条例で設置	△条例の設定が必要 ×国の審議会指針「できる限り既存の審議会で審議」	○設定が可能	○委員会
3 要綱で設置	△事故発生の度に要綱設置が必要	×調査、提言の権限なし。	×市

2 委員会設置の概要

(1) 委員会の名称

社会福祉審議会児童福祉専門分科会重大事故検証部会

(2) 設置日

平成30年2月

(3) 所掌

以下の施設又は事業で起きた重大事故

ア 特定教育・保育施設（特定地域型、認可外を含む）

イ 地域子ども・子育て支援事業の実施施設（学童保育所等、子どもを預かる施設）

(4) 委員の構成

ア 現任委員

学識経験者1名、児童福祉事業者又は教育事業者1名

イ 臨時委員

医師、弁護士、事故に応じた専門職から2～3名

（計4名以上5名以内を想定）

(5) 臨時委員の決定

ア 医師会、弁護士会等に推薦依頼（又は東京都に協力依頼）

イ 被推薦者個人の承諾を取得

ウ 社会福祉審議会委員として市長が委嘱

エ 社会福祉審議会会長が児童福祉専門分科会の委員に指名

(6) 開催予定回数（1事故あたり）

5回

3 事務処理

(1) 臨時委員の委嘱事務（子どものしあわせ課）

(2) 開催通知・資料作成・進行管理等（事故発生施設の所管課）

(3) 報酬の支払い事務（子どものしあわせ課）

(参考) 委員会のスケジュール

委員会の設置及び事故報告書作成に関して想定する所要期間については、以下のとおり

週目		
	事故発生	市長・副市長に委員会開催の事前報告
	事前準備	人選、委嘱事務、開催通知、実地調査準備、資料作成
3	1回目	目的・方法・日程の確認、事例の内容把握
4	2回目	実地調査・ヒアリング
5	3回目	問題点・課題・提言の検討、報告書の方向性を決定
8	4回目	事務局が報告書案を提示し、部会で細部を審議
11	5回目	最終調整、報告書の決定
13	報告書の公表	市長報告、議会報告、ホームページ掲載（個人情報に配慮）

特定妊婦等進行管理会議について

1. 目的

八王子市における社会的および家庭的に問題を抱える妊婦について、子ども家庭支援センターと保健福祉センターが連携し、情報を共有、把握することで、切れ目のない支援の充実を図る。

2. 参加機関

(1) 大横保健福祉センター圏域

大横保健福祉センター

地域子ども家庭支援センター館

地域子ども家庭支援センター石川

地域子ども家庭支援センターみなみ野

地域子ども家庭支援センター元八王子

(2) 東浅川保健福祉センター圏域

東浅川保健福祉センター

子ども家庭支援センター

地域子ども家庭支援センター館

地域子ども家庭支援センター元八王子

(3) 南大沢保健福祉センター圏域

南大沢保健福祉センター

子ども家庭支援センター

地域子ども家庭支援センターみなみ野

地域子ども家庭支援センター南大沢

3. 開催の頻度 保健福祉センター圏域毎月 1 回

2018 年 1 月 31 日 八王子市社会福祉審議会児童福祉専門分科会
子どもにやさしいまちづくり部会 <資料>

八王子市長 殿

八王子市社会福祉審議会
児童福祉専門分科会
会長 井上 仁

子どもにやさしいまち実現に向けての中間報告(案)

八王子市子どもにやさしいまち条例(仮称)検討についての意見書

第 3 次八王子市子ども育成計画「ビジョン すくすく☆はちおうじ」(以下「子ども育成計画」という。)では、「次代を担う子どもの育成」「家庭の子育て力を支えるしくみづくり」「子どもと家庭を育むまちづくり」「配慮が必要な子どもと家庭を支える環境づくり」を 4 つの基本方針として計画を遂行してまいりました。

子ども育成計画では、基本施策に「子どもの権利を大切にするまちづくりの推進」が示され、子どもにやさしいまちの実現を目標としています。そして、施策 1 において、子ども参画のしくみづくりが示され、「子ども委員会(仮称)」の設置や施策への子どもの参画推進が掲げられ、子どもの権利を保障する仕組づくりを含めた子どもに関する条例の検討が示されています。そこで、本分科会では、計画で示された目標達成のあり方を検討してきました。

市制 100 周年記念事業ビジョンフォーラムでは、子どもが参加・参画する取組により意見表明の機会を子どもたちが得て、八王子市を考える基盤形成ができてきました。これを機会に、これからの八王子市を担う人材の育成や子どもの権利が保障される「子どもにやさしいまち八王子」に向け、子どもの参画や権利擁護の制度化の必要性について、下記のとおり分科会としての意見をまとめ具申いたします。

記

1 意見

「八王子市子どもにやさしいまち条例(仮称)」の制定を推進すること

「八王子市子どもにやさしいまち条例(仮称)」の制定にあたって以下の点に留意すること。

- (1) 児童福祉法の理念(子どもの最善の利益の実現)及びユニセフの定義する「子どもにやさしいまち」の基準に基づき、自治体として子どもの安心と安全を保障し、子どもの権利擁護(子どもの権利条約に定める権利)の実現に努める内容とすること。
- (2) 子ども育成計画の基本理念にもとづいて、子どもの参加・市民参加を基にした条例化を子ども・市民参加で進めること。

2 理 由

- (1) 子ども育成計画において、八王子市は「すべての子どもたちが笑顔で成長し 夢に向かってはばたくことができるように 地域で子どもを育む 子どもにやさしいまち」を基本理念とすることを掲げた。基本方針 1「次代を担う子どもの育成」において「すべての子どもたちが自分らしくしあわせに生きる権利や子どもの意見をあらゆる場面で尊重します。」「本市の特色を活かした豊かな遊びや体験、あたたかなふれあいを通じて、子どもがいきいきと成長しながら生きる力を育む環境を整え、次代を担う子どもを育みます」とし、基本施策 1「子どもの権利を大切にすまちづくりの推進」において「子ども参画のしくみづくり」「子どもからの相談体制の充実」「子どもの権利を大切にす取り組み」を掲げている。これらを実現するため、子どもに関する条例の制定を検討することを計画に示している。
- (2) 本市では、これまでも市長・教育長への子どもの意見発表会を行ってきており、子ども育成計画にもその意見が反映されているが、制度的な仕組みとなっていない。
- (3) 市制100周年記念事業ビジョンフォーラムにおいては、市長が表明されたように子どもを市民の一員と位置付け、子どもの意見を尊重した取組を行い、市民の一員としての自らのアイデンティティを築くための絶好の学習機会としている。さらに ESD（持続可能な開発のための教育）の視点での意見・提言を加え、持続可能な社会の構築に向けた取組とすることで「未来に向けた提言」として一貫性のあるものとする方針に基づき、子どもの意見表明のための活動を進めている。
- (4) 『子どもにやさしいまち八王子』の実現に向け、市制 100 周年記念事業ビジョンフォーラムで示された子どもの意見の具体化に取り組むことで、子どもとともに歩む八王子市の姿勢を示す必要がある。
- (5) 育成計画の目指すユニセフの定義する「子どもにやさしいまち」を推進するためにユニセフが実施する事業では、自治体に次の項目の実現が求められている。
- ア 子どもの参画
 - イ 子どもにやさしい法的枠組み
 - ウ 都市全体に子どもの権利を保障する施策
 - エ 子どもの権利部門または調整機構
 - オ 子どもへの影響評価
 - カ 子どもに関する予算
 - キ 子どもの報告書の定期的発行
 - ク 子どもの権利の広報
 - ケ 子どものための独自の活動
- (6) 子どもの参画を内容とする条例づくりのためには、子どもの参加（意見）を実現する過程が必要であり、市民としての子どもや地域の市民とともに創ることが、求められる。

3 条例の内容等について

(1) 基本的理念（委員会検討に基づく案）として、八王子の子ども・はちっ子ファーストによる都市創り（少子化対策）・社会資源の子どもへの開放・子どものための施策（子育て支援・子どもの権利擁護等から若者支援への連続性）など、子どもの未来の構築に向け子ども育成計画に示された八王子市の子どもにやさしいまちの実現とする。

(2) 想定される内容（これまでの子ども意見発表会等の成果を踏まえて）

ア 未来の街づくりへの参加の仕組み

イ 健やかな育ちを支える仕組み

ウ 遊び・学び・育つ環境づくり

エ 護られる安心と安全の仕組み

オ 地域で育ちに関われる社会づくり（自治体・市民の役割と責務等）

*子どもミライフオーラムやその後の子ども参画による話し合いにより基本的理念や内容を子ども・市民による条例化委員会等で論議することが大切になる。

(3) 八王子市全児童生徒の参画による条例づくり

児童会活動・生徒会活動、児童館館内子ども委員会活動や公募型子ども委員など、すべての子どもの参加を目指すなかで実現を図る。八王子市はすべての子どもの参画を実現することを目標とし、そのための仕組みづくりの試行として条例づくりから実施をする。

(4) 想定される条例化への道程（育成計画最終年度を目標とした場合）

子どもミライフオーラムの子どもの提言をうけて101年目事業としてスタート

2018年	5月	子ども委員会を社会福祉審議会児童福祉専門分科会に設置
2018年	5月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会条例検討部会を設置
2018年	5月	社会福祉審議会児童福祉専門分科会に条例検討市民委員会を設置
2018年	6月	検討開始 八王子市子どもにやさしいまち条例理念の検討
2018年	8月	子どもの実態調査（遊び・学び・食・健康・安心安全等）
2018年	10月	条文の検討 子ども公聴会・市民公聴会等の実施
2019年	2月	条例案の策定
2019年	3月	条例案の提示・公開
2019年	5月	公開案の協議（市内全域・小中学校等）
2019年	8月	協議結果の検討・条例案の修正
2019年	11月	最終案の公開 パブリックコメント
2020年	3月	条例化